

出典：ガスの小売営業に関する指針及び適正なガス取引についての指針（改定案）等に関する事業者向け説明会資料

ガスの特別な事後監視について

（趣旨）

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3年間監視することとされている。

このため、今後、該当する事業者に対して、本委員会より報告徴収を行うことにより、必要な情報を収集していくことにつき、本委員会に御検討いただく。

調査方法

対象事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施。

（報告期間は四半期単位とし、報告期限は報告期間の翌月末までとする。）

対象事業者

経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス（簡易ガス）利用率が50%を超えている事業者

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域
- 旧簡易ガス事業者：315事業者917団地

報告事項

- ・標準家庭における1ヶ月のガス使用量
- ・標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金
- ・原料費調整額（月次）
- ・ガス販売量・売上高（月次）

対象期間

経過措置料金規制解除後3年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を3年間延長する。

以上